



埼玉労働局発表
令和3年11月30日

報道関係者 各位

【照会先】埼玉労働局労働基準部健康安全課
(下記1及び2- について)

課 長 阿部 恭之
主任地方産業安全専門官 小暮 健一
(電話) 048-600-6206

(下記2- について)

埼玉労働局労働基準部監督課
課 長 小川 直紀
主任地方労働基準監察監督官 宮尾 薫子
(電話) 048-600-6204

令和3年度埼玉年末・年始無災害運動を実施 実施期間 令和3年12月1日～令和4年1月15日

1 趣旨

年末・年始の繁忙期を迎えて、貨物量の増加、気象条件や交通事情等により作業環境が変化しやすくなることに加え、事業場・職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除を行う際等に非常作業等が行われることなどに伴って、労働災害の増加が懸念されることから、各事業場・職場では労働災害防止のための特別な配慮が必要となります。

このため、別添の実施要領を定め、令和3年12月1日から令和4年1月15日までの間、「令和3年度埼玉年末・年始無災害運動」を実施するものです。

2 本運動での取組

埼玉労働局では、県内の各事業場が本運動の実施要領に基づき、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止活動の実施」等により、年末年始にかけての安全衛生意識を高め、安全衛生活動を積極的に展開するよう、労働災害防止関係団体等の関係団体あて要請しました。

重篤な災害が発生している建設業、陸上貨物運送事業等の団体及び災害全体の約4割を占める転倒、腰痛等の発生割合が高い社会福祉施設の団体に対しては、団体を訪問し、直接要請を行いました。

引き続き、本運動期間中の取組を、各団体のほか事業者に対しても、働きかけてまいります。

建設業での死亡災害を撲滅するため、令和3年12月1日から14日までの間、管内各労働基準監督署において建設工事現場に対する集中的な一斉監督を実施します。また、一斉監督結果については、公表を予定しております。

- 【添付資料】
- 1 令和3年度埼玉年末・年始無災害運動実施要領
 - 2 令和3年度埼玉年末・年始無災害運動の実施について(要請)
 - 3 年末年始無災害運動を実施
 - 4 年末年始無災害運動
 - 5 令和3年(10月末集計)業種別・事故の型別・休業4日以上の死傷者数(埼玉労働局)



令和3年度埼玉年末・年始無災害運動実施要領

『年末年始も 安全作業 あなたが無事故の キーパーソン』

埼玉県内の事業場での本年10月末集計の労働災害発生状況は、死亡者数17人(前年同期比3人(21%)の増加)、休業4日以上之死傷者数5,677人(前年同期比1,017人(22%)の増加)となっている。

「埼玉第13次労働災害防止計画」では、5年間で平成29年に比べ死亡者数を20%以上、休業4日以上之死傷者数を7%以上減少させることを目標としている。平成29年同期比では、死亡者数は2人(11%)減少、休業4日以上之死傷者数は1,565人(38%)増加となっており、このままでは、死傷者数が年間6千人を4年続けて上回ることも予想され、目標達成が大変厳しい状況にある。

このような状況の中で年末年始の繁忙期を迎え、貨物量の増加、気象条件や交通事情等により作業環境が変化しやすくなることに加え、事業場、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除を行う際等に非定常作業等が行われることなどに伴って、労働災害の増加が懸念される。特に、埼玉県内では、災害全体に占める転倒、腰痛の割合が、第三次産業において5割以上となっており、年末年始の繁忙期の中で多発することも懸念される。

このため、各事業場、職場における年末・年始にかけての安全衛生意識を高め、安全衛生活動を積極的に展開することにより、労働災害を防止するため、「埼玉年末・年始無災害運動」を実施する。特に、事業場における高年齢労働者の転倒、腰痛等の災害等の防止対策の取組みを推進する。

1 目的

各労働災害防止団体等が推進する年末・年始時期を捉えた労働災害防止強調期間、無災害運動等との連携により、管内事業場における安全衛生意識の高揚を図るとともに期間中に埼玉労働局及び管下各労働基準監督署並びに各関係団体・各事業場が展開している各種取組を一層推進し、もって労働災害の防止を図る。

2 実施期間

令和3年12月1日から令和4年1月15日まで

3 主唱者

埼玉労働局、管下各労働基準監督署

4 実施者

事業者

5 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体、事業者団体、建設工事発注機関等に対する協力要請
- (2) 年末年始に労働災害の多発が懸念される業種に対する指導・要請
- (3) ホームページ、記者発表等による広報
- (4) 事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助
- (5) 「Safe Work SAITAMA」の普及促進

6 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる年末年始時期における安全衛生方針の決意表明及び「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した自主点検の実施。(チェックリストは埼玉労働局ホームページからダウンロード)
- (2) 安全衛生管理体制の確立、確認
- (3) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (4) ストレスチェック結果等を活用したメンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (5) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止活動の実施
- (6) 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく積極的な取組
- (7) 非定常作業における労働災害防止対策の徹底
 - ・ 作業計画、作業マニュアルの点検、確認、作成
 - ・ 作業計画、作業マニュアルに基づく安全衛生教育の実施
 - ・ 作業計画に基づく作業開始前ミーティングの実施
- (8) K Y (危険予知)活動の実施
- (9) 安全衛生パトロールの実施
- (10) 業務繁忙期における無理な計画に基づく作業の排除
- (11) 職場の整理・整頓・清掃・清潔(4S)の徹底
- (12) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (13) 降雪期を考慮した交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- (14) 荷主として運送事業者に荷役作業を行わせる場合の荷台からの墜落防止の安全対策
- (15) 「Safe Work SAITAMA」のキャッチフレーズ、ロゴマークの活用による安全衛生の意識高揚

7 重点実施事項

- (1) 全業種共通
 - ア 事業者の安全衛生方針の確認、所信表明
 - イ 4S (整理・整頓・清掃・清潔)活動の推進

- ウ 床等の水、油、氷等の清掃、除去による転倒災害の防止
- エ 脚立、梯子等の正しい使用方法による墜落・転落災害の防止
- オ 床面、通路、階段等の設備改善による転倒災害、墜落・転落災害の防止
- カ 無理な姿勢による荷の取扱作業の排除による腰痛の防止
- キ 荷役作業安全ガイドラインに基づく荷役作業時の安全確保
- ク 交通法規、自動車運転車労務改善基準の遵守による交通労働災害の防止
- ケ 雇入れ時の安全衛生教育の徹底
- コ 積雪、凍結による転倒災害の防止対策

(2) 製造業

- ア 加工用機械、運搬装置等の安全装置、安全カバーの設置によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止
- イ 平成 25 年 4 月改正の労働安全衛生規則による食品加工用機械の対策の実施
- ウ 非定常作業、故障時のマニュアル確認及び安全作業の徹底
- エ 通路、階段、作業床等の墜落、転倒防止のための改善
- オ フォークリフト、クレーン等の資格者の確認と資格者による作業
- カ 用具の正しい使用方法による作業
- キ 重量物扱いの災害性腰痛、捻挫防止のための正しい方法による作業

(3) 建設業

- ア 法令に基づく足場の設置、開口部の手すり等の設置又はそれらを設けることが困難な場合の墜落制止用器具の使用による墜落・転落災害の防止
- イ 足場先行工法、手すり先行工法の実施
- ウ 車両系建設機械、クレーン等に係る作業半径内立入禁止措置等安全作業の徹底
- エ 平成 25 年 8 月改正の労働安全衛生規則による解体用機械の対策の実施
- オ 携帯用丸のこ盤の安全教育の徹底と歯の接触予防装置の確実な使用
- カ 作業計画に基づく適切な作業
- キ 足場等の防護ネットの設置等による高所からの落下物災害の防止
- ク 脚立、梯子、ワイヤーロープ等の点検と特に梯子使用時の緊結、転位防止、昇降時の安全ブロック及び墜落制止用器具の使用等適切な作業方法による作業
- ケ 作業主任者の作業指揮に基づく作業
- コ 新規採用者に対する安全衛生教育の実施

(4) 陸上貨物運送事業

- ア 過労運転及び降雪、凍結による交通労働災害の防止
- イ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく次の災害防止対策
 - 荷台からの墜落・転落防止
 - フォークリフト、クレーン等の災害防止

コンベヤーによる災害防止
ロールボックスパレットによる災害防止
転倒による災害防止
腰痛防止対策
荷崩れ又は荷の落下による災害防止
陸運事業者と荷主との連絡調整

(5)小売業・飲食店

ア 4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動の推進等による転倒・転落災害の防止
イ 平成25年4月改正の労働安全衛生規則による食品加工用機械の対策の実施
ウ 刃物、脚立、梯子等の正しい使用方法による作業
エ 「安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づく安全推進者の配置
オ 職場の危険箇所の「見える化」の実施

(6)社会福祉施設

ア 新規開設時の安全衛生対策の確認
イ 法令に基づく安全衛生管理体制の整備
ウ 4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動の推進等による転倒・転落災害の防止
エ 無理な姿勢による作業の排除、補助具等の利用による腰痛の防止
オ 職場の危険箇所の「見える化」の実施

埼労発基 1125 第 2 号
令和 3 年 11 月 25 日

関係団体 各位

埼玉労働局長

令和 3 年度 埼玉年末・年始無災害運動の実施について（要請）

日頃より、労働行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も標記埼玉年末・年始無災害運動について、別紙「令和 3 年度 埼玉年末・年始無災害運動実施要領」のとおり令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 1 月 15 日までの間、実施することといたしました。

つきましては、貴会会員等に対する周知に特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本運動の取組の参考として下記資料を同封いたしましたので、併せて、周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 資料 1 年末年始無災害運動を実施（埼玉労働局）
- 資料 2 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため
～取組の 5 つのポイント～を確認しましょう
- 資料 3 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト
- 資料 4 エイジフレンドリーガイドライン
（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）
- 資料 5 S T O P 転倒災害 3 つの転倒予防
- 資料 6 職場での腰痛を予防しましょう
- 資料 7 はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう
- 資料 8 交通労働災害を防止するために
- 資料 9 年末年始無災害運動（中央労働災害防止協会）

上記資料は、こちらの埼玉労働局ホームページアドレスからダウンロードできます。
(https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/jigyounushi.html)



運動の目的

各労働災害防止団体等が推進する、年末・年始時期を捉えた労働災害防止強調期間、無災害運動等との連携により、管内事業場における安全衛生意識の高揚を図るとともに、期間中に埼玉労働局及び管下各労働基準監督署並びに各関係団体・各事業場が展開している各種取組を一層推進し、もって労働災害の防止を図る。

労働災害発生状況

労働災害による死亡者数の推移

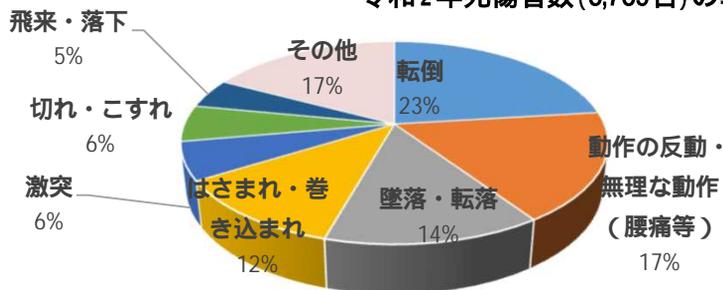


平成28年から令和2年の労働災害の推移を見ると、死亡者数は減少傾向にあるものの、死傷者数は増加傾向が続いています。令和3年においても同様の傾向が続いており、10月末の前年同期比で死亡者数は3名増(+21%)、死傷者数は1,017名増(+22%)となっています。

労働災害における死傷者数の推移



令和2年死傷者数(6,769名)の事故の型別分類



休業4日以上死傷災害について、事故の型別で見ると、「転倒」と「動作の反動・無理な動作(腰痛等)」で全体の40%を占めています。建設業、陸上貨物運送事業においては、「墜落・転落」が最も多く発生しています。

労働災害ゼロの職場をめざしリスクアセスメントの実施を徹底しましょう！

事業場では、墜落転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害、交通事故、転倒災害の防止を4つの重点として、労働災害防止対策に取り組みましょう！



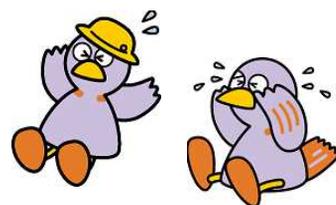
4つの重点

墜落・転落災害

はさまれ・巻き
込まれ災害

交通事故

転倒災害



埼玉県のマスコット「コバトン」

転倒災害防止対策



- 1 4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を徹底しましょう。
- 2 床面・通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とし、水たまりや雪・氷は除去しましょう。
- 3 通路・階段・出入口に物を放置せず、また、階段には滑り止めや手すりを設けましょう。
- 4 履物は、滑りにくく安定したものを着用し走らないことを徹底しましょう。
- 5 冬場の降雪・凍結による転倒・交通事故を防止をしましょう。スタッドレスタイヤの装着を。

墜落・転落災害防止対策

- 1 高さ2メートル以上の場所での作業には、足場等により作業床を設け、墜落防止用の囲い、手すり等を設けましょう。
- 2 作業床を設けることが困難な場合には、親綱を設置し墜落制止用器具(安全帯)を使用しましょう。
- 3 屋根・建物の解体や修理、ソーラーパネル設置など、短期間で終了する高所作業の場合には、親綱と子綱(安全ブロック)を使用しましょう。
- 4 はしごを使用する時は、上部と脚部に転移防止措置を講じましょう。また、昇降時には親綱又は安全ブロックを使用し墜落制止用器具(安全帯)の使用に努めましょう。*脚立についても3点支持で使用しましょう。



はさまれ・巻き込まれ災害防止対策



- 1 機械に身体が入らないよう囲い、覆い等を設け、安全装置については有効に機能するよう保持しましょう。
- 2 点検、修理、掃除、調整等を行う場合には、機械を停止し、施錠・表示板等により不用意に他の者が作動させることを防止する措置を講じましょう。
- 3 使用する機械に応じて危険予知訓練及び安全衛生教育を実施・徹底しましょう。

交通労働災害防止対策

- 1 安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の管理者を選任するとともに、その役割、責任や権限を定めて、労働者に周知しましょう。
- 2 適正な労働時間等の管理と走行管理を行うとともに自動車運転者の改善基準を守って、十分な睡眠時間を確保しましょう。
- 3 乗務開始前に点呼を実施し、疾病・疲労・飲酒状況等の健康状態を確認しましょう。
- 4 事前に荷役作業の有無、運搬物の重量、適切な荷役用具等を確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保しましょう。



「無災害記録認証制度」「建設事業無災害表彰制度」について

「無災害記録認証制度」は、一定期間、労働災害を発生させることがなかった事業場に対する記録証であり、また、「建設事業無災害表彰制度」は、全工期を通じ、労働災害を発生させることがなかった建設事業場に対する記録証であり、共に、事業場からの申請に基づき、都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長名で授与されます。詳しくは埼玉労働局ホームページをご覧ください。



「埼玉 無災害記録」又は「埼玉 建設無災害表彰」

検索

令和3年度 年末年始無災害運動実施要領

趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で51回目を迎える。

わが国の労働災害は長期的には減少してきており、令和2年の死亡者数は802人で過去最少となった。しかし、死傷者数は高年齢労働者の労働災害、「転倒」や「動作の反動・無理な動作」による労働災害の増加に加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により平成14年以降で最多となった。

また、本年上半期(1～6月)の労働災害の状況を見ると、林業以外のすべての業種で労働災害が増加した。特に小売業、保健衛生業(社会福祉施設含む)、警備業等を含む第三次産業の労働災害発生状況は昨年同時期より48.6%増となっており、事故の型別では「転倒」、「動作の反動・無理な動作」、「その他(主として感染症によるもの)」が目立つ。今後は、引き続き感染症対策を徹底しながら、事業活動を軌道に乗せていくことが求められ、これまでとは異なる「新しい生活様式」の下で労働者が生産性を高めつつ、安全かつ健康に働くことのできる職場環境・体制を早急に整備することが重要となる。

労働衛生の分野では、今年4月1日に溶接ヒュームが特定化学物質に加えられ、特定化学物質障害予防規則(特化則)により規制されることとなった。これは、金属アーク溶接等作業時に発生する溶接ヒュームにばく露されると、じん肺のほか、その中に含まれるマンガンによる神経障害や肺がん等の健康障害を引き起こすおそれがあることが明らかになったことによるものである。これにより、全体換気の義務、溶接ヒュームの濃度測定の実施、有効な呼吸用保護具の選択・使用等がばく露防止等が令和5年4月1日までに段階的に義務付けられるため、漏れのない実施が必要となる。また、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり、改正された「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」による健康づくり、労働施策総合推進法等の改正による職場におけるハラスメント防止対策の強化、石綿障害予防規則の改正による解体工事等における石綿によるばく露防止対策の強化も必要となっている。

いずれも、労働災害を防止する上で重要な施策であり、これからの職場の安全と健康の確保に直結する取り組みである。日頃の安全衛生活動や安全衛生教育の中でしっかりと周知・徹底することが望まれる。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

とりわけ、昨年度から引き続き感染症対策を講じながら迎える年末年始は、慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非常作業における安全確認の徹底、高所作業で使用するフルハーネス型墜落制止器具の整備を含めた保護具の点検の実施、感染予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となる。

皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たにしたい。

このような状況を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、

**「年末年始も 安全作業
あなたが無事故の キーパーソン」**

を標語として展開することとする。

2 実施期間

令和3年12月1日から令和4年1月15日までとする。

3 運動標語

「年末年始も 安全作業 あなたが無事故の キーパーソン」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

- 1 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- 2 報道機関等を通じての周知
- 3 リーフレット等の制作および配布
- 4 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

8 事業場の実施事項

- 1 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- 2 リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- 3 K Y (危険予知) 活動を活用した非正常作業における労働災害防止対策の徹底
- 4 フルハーネス型墜落制止用器具を含めた安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- 5 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- 6 金属アーク溶接等作業における健康障害防止措置の実施
- 7 転倒・墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- 8 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- 9 交通労働災害防止対策の推進
- 10 安全衛生パトロールの実施
- 11 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- 12 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- 13 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- 14 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- 15 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣(睡眠、食事、運動等)に関する健康指導などの実施
- 16 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症拡大防止対策の徹底
- 17 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- 18 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- 19 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- 20 その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



無災害運動

年
末
年
始

令和3年度
年末年始無災害運動標語
年末年始も 安全作業
あなたが無事故の
キーパーソン



最新の安全衛生情報を配信！**中災防メルマガ会員募集中**
無料 詳しくは

賛助会員募集中!
研修会割引、定期刊行物・週間見本品の送付、専用サイトの利用

全ての働く人々に安全・健康を ~Safe Work, Safe Life~
JISHA 中災防 中央労働災害防止協会 (中災防) ※お問い合わせは総務部 広報課
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 【TEL】 03-3452-6449 【FAX】 03-3453-8034
【ホームページ】 <https://www.jisha.or.jp/> 【E-mail】 koho@jisha.or.jp

年末年始の災害防止を徹底しよう!

年末年始は慌ただしく、生活のリズムも変わりやすい時期です。安全で健康に一年を締めくくり、新たな年をスタートできるよう安全衛生活動のポイントを紹介します。

非定常作業時の災害を防ぐ!

大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修理を行う「非定常作業」では、「はさまれ・巻き込まれ」などの災害に特に注意が必要です。

事前準備

作業計画書の作成、作業の手順・方法の決定などを協力会社や安全衛生担当部門ら関係者が事前に行った上で、リスクアセスメントも実施して調整しましょう。

作業開始前ミーティング

作業の進め方、合図の方法、禁止事項などを確認し、リスク情報を共有しましょう。新型コロナウイルス等への感染防止対策や必要な保護具の着用の確認も忘れずに。



- 1 起動スイッチ等に施錠。複数人で作業する際は各作業者が自分のキーを持つ(ロックアウト)。
- 2 暗い場所は補助照明などで適正な照度を保つ。
- 3 動力を遮断し(電源を切り)、機械設備を完全に停止させ、操作盤等の近くに「点検中のため操作禁止」などの表示をする。
- 4 チェックリストなどを使って漏れなく点検。指差し呼称で手順や安全の状態を確認する。

作業中に不測の事態が生じたら、作業を中断して作業指揮者に報告

合図は大きな声でハッキリと決められた方法で

作業が終了したら...

- 無効にした安全装置、取り外した安全カバーなどをもとに戻して、作業場を整理・整頓。
- ヒヤリ・ハット情報などがあれば、作業指揮者に報告。

脚立作業のポイント



- 1 天板の上に乗らない。脚立にまたがらない。
保護帽や保護手袋を着用する。
- 2 踏さん上で作業する際は、足を軽く開き、脚や膝を軽く天板に当てて体制を安定させる。つま先立ちは危険!
- 3 周囲に「作業中」などの注意喚起の表示をする。
- 4 脚立は原則として2m未満のものを使う。
- 5 脚部に滑り止めの付いた脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする。

感染症予防対策の徹底

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのチェックリストなどを活用し、3密(密閉空間・密集場所・密接場面)を避けながら、効率的に作業を進めることが大切です。



物の置き方・持ち方・運び方に注意!

年末年始の作業中は、動かす物も増えます。転倒、激突などの災害につながる不安全な行動をとっていないか、通路の安全が確保されているかなどを確認しましょう。



チェックしてみよう! 例えば...

- 通路や出入り口、階段などに物を放置していないか
- 床、通路などの水、油、粉類はその都度取り除いているか
- 安全に移動できるように、十分な明るさ(照度)が確保されているか
- 台車などは、荷が崩れたりしないよう安全に使用しているか
- 階段の滑り止めは外れていないか
- 段差のある箇所や滑りやすい場所に、注意を促すステッカー(標識)を掲示しているか
- 作業靴の底がすり減って滑りやすい状態になっていないか
- 転倒などを予防するための教育を行っているか

冬季の安全運転

交通事故は年の後半に多くなる傾向にあり、特に12月に多発しています。一人ひとりが安全運転を心がけるとともに、毎日のミーティングなどでも繰り返し注意喚起しましょう。

■出発前の準備

- 目的地方面の交通情報や降雪など気象情報を収集。
- タイヤの摩耗状態、燃料の補給、タイヤチェーンの使い方などを事前に確認。冬タイヤでも走行困難になることがあるため、タイヤチェーンは必ず携帯する。

■「急」のつく運転を避ける

- 急ハンドル、急ブレーキ、急発進などは、スピンやスリップの原因になる。時間と心に余裕を持って!

■凍結しやすい場所に注意

- 橋の上、日の当たらない道路、交差点やカーブの手前などは凍結しやすいので、あらかじめスピードを落として徐行運転する。



「年末年始無災害運動」関連 中災防図書・用品



ご購入はコチラ

<https://www.jisha.or.jp/order/index.php>
TEL 03-3452-6401 FAX 03-3452-2480

令和3年(10月末集計)業種別・事故の型別・休業4日以上死傷者数(埼玉労働局)

事故の型 主な業種	転倒	無 理 な 動 作	動 作 の 反	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 関 連	墜 落 ・ 転 落	巻 き 込 ま れ ・ は さ ま れ	激 突	こ 切 す れ ・	交 通 事 故	飛 来 ・ 落 下	左 記 以 外	計
製造業	210	147	138	91	263	64	79	14	72	107	1,185	
建設業	39	36	16	147	67	30	49	12	39	50	485	
陸上貨物運送事業	162	201	11	223	103	79	16	46	34	86	961	
第三次産業	720	507	601	242	156	118	146	159	60	242	2,951	
小売業	172	113	6	54	49	23	58	39	21	47	582	
社会福祉施設	127	159	202	13	7	28	6	14	4	48	608	
飲食店	55	20	4	9	5	9	36	20	5	50	213	
全産業計	1,158	901	768	716	596	301	293	239	207	498	5,677	